

男鹿市規則第 17 号

男鹿市公印規則の一部を改正する規則

男鹿市公印規則（平成 17 年男鹿市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第3条関係）					
公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	保 管 責任者	個 数
(略)					
市長印	(3)	方18 ミリ メートル	諸証明、 診療報酬 請求書等 及び市長 名をもつ て発する 軽易な文 書	総 務 課長	1
				生 活 環 境 課長	<u>4</u>
				子 育 て 支 援 課 長	1
				若 美 支 所 長	1
				病 院 事 務 局 長	1
(略)					
戸籍 住民 基本 台帳 専用 市長 印	(7)	方21 ミリ メートル	戸籍法、 住民基本 台帳法関 係文書	生 活 環 境 課長	2
				若 美 支 所 長	1
(略)					

改正前					
別表（第3条関係）					
公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	保 管 責任者	個 数
(略)					
市長印	(3)	方 18 ミリ メー トル	諸証明、 診療報酬 請求書等 及び市長 名をもつ て発する 軽易な文 書	総 務 課長	1
				生 活 環 境 課長	<u>2</u>
				子 育 て 支 援 課 長	1
				若 美 支 所 長	1
				各 出 張 所 長	各 1
(略)					
戸籍 住民 基本 台帳 専用 市長 印	(7)	方 21 ミリ メー トル	戸籍法、 住民基本 台帳法関 係文書	生 活 環 境 課長	2
				若 美 支 所 長	1
(略)					

改正後

市長印	(10)	方5 ミリ メー トル	住民基本 台帳カー ド、在留 カード、 特別永住 者証明書 及び個人 番号カー ド	生 活 環 境 課 長 若 美 支 所 長	<u>3</u> 1
(略)					
若美 支所 長印	(18)	方18 ミリ メー トル	若美支所 長名をも って発す る文書	若 美 支 所 長	1
(略)	(<u>19</u> ～ <u>30</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)

公印のひな形

(1)～(18) (略)

改正前

				各 出 張 所 長	各 1
(略)					
市長 印	(10)	方 5 ミリ メー トル	住民基本 台帳カー ド、在留 カード、 特別永住 者証明書 及び個人 番号カー ド	生 活 環 境 課 長 若 美 支 所 長	<u>1</u> 1
(略)					
若美 支所 長印	(18)	方 18 ミリ メー トル	若美支所 長名をも って発す る文書	若 美 支 所 長	1
出張 所長 印	(19)	方 18 ミリ メー トル	出張所長 名をもつ て発する 文書	各 出 張 所 長	各 1
(略)	(<u>20</u> ～ <u>31</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)

公印のひな形

(1)～(18) (略)

改正後	改正前												
<p>(19)～(30) (略)</p>	<p>(19)</p> <div data-bbox="927 286 1315 663" style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">所</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">男</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">長</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">鹿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">之</td> <td style="padding: 5px;">出</td> <td style="padding: 5px;">市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">印</td> <td style="padding: 5px;">張</td> <td style="padding: 5px;">市</td> </tr> </table> </div> <p>(20)～(31) (略)</p>	所	○	男	長	○	鹿	之	出	市	印	張	市
所	○	男											
長	○	鹿											
之	出	市											
印	張	市											
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>													

附 則

この規則は、令和5年10月1日に施行する。